

令和6年度「千葉ものづくり認定製品」の公募案内

令和6年6月7日

千葉県商工労働部産業振興課

県では、中小企業が開発・製造する優れた製品や独創的な製品を「千葉ものづくり認定製品」として認定し、広く情報発信するとともに、製品の販路開拓を支援しております。

本制度の対象製品を、県内中小製造業等の皆様から広く公募いたしますので、以下の要件や手続きを御確認のうえ、応募いただきますよう御案内申し上げます。

1 本制度の対象となる申請者及び製品の要件

(1) 応募資格

次のすべての要件に該当する方。

- ① 中小企業等経営強化法第2条に規定する中小企業者であること。(※1)。
- ② 県内に本社又は事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいること。
- ③ 日本標準産業分類に基づく製造業又は情報通信業に該当する事業を営んでいること。
- ④ 申請者の役員等が、暴力団排除に関する欠格事由(※2)のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれのあることが認められないこと。

(※1)以下に該当する者を除く。

- ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。）が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者
- オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(※2)詳細は、県ホームページに掲載の認定要領をご参照ください。

(2) 対象製品

次のすべての要件に該当する製品であること。

- ① 工業製品であること。また、次の表中の区分に応じ、各要件を満たすものであること。（食料品、飲料、医薬品、医薬部外品及び農水産物（加工品を含む）に該当する製品その他、体内に摂取又は皮膚に塗布する製品は不可。）

区分	要件
最終製品	原料、加工技術又はサービスでないこと。
部品	国内又は海外特許の取得又は申請等客観的な技術特性が認められること。
ソフトウェア	ものづくりに直結するものであること。（ゲームソフト、ワープロソフト、給与・会計ソフト、Webブラウザ、画像編集ソフト、経営管理システム、情報通信（携帯電話等）ソフト、ビル管理システム、ナビゲーションソフト及びこれに類するものを除く。）

- ② 自社製品であって、次の要件を満たすものであること。
- ア 製品の主要部分の製造若しくは製品の企画、設計及び開発を千葉県内の事業所で行っていること。
 - イ 輸入品や、特定会社の受託生産（OEM生産等）又は受注生産によるものでないこと。
- ③ 新製品であって、次の要件を満たすものであること。
- ア 研究開発段階や試作品でなく、製品化されていること。
 - イ 国内又は国外市場へ流通するものであること。
 - ウ 販売開始から概ね3年以内の製品であること。
- ④ 法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれがある製品でないこと。

(3) 認定基準

主として以下の視点から評価を行い、一定の基準を満たす製品を認定します。

① 新規性・優位性

- ・ 独自の技術、アイデア等に基づいて開発、生産された製品であるか。
- ・ 従来製品と比較して、性能、機能、特性等の面で高い優位性があるか。
- ・ 特許を保有するなど、新規性が認められるか。

② 市場性

- ・ 市場や顧客ニーズに十分対応した製品であるか。
- ・ 対象とする市場の成長性・将来性は高いか。
- ・ 市場において、性能・価格等の面で競合優位性があるか。

③ 信頼性

- ・ 製品の生産管理、品質保証体制は十分か。
- ・ 製品の安全性や環境負荷低減への配慮がなされているか。
- ・ 経営基盤が確立されており、経営状況は良好であるか。

2 申請手続き

(1) 以下の申請書類（各1部）をちば電子申請サービス、郵送又は窓口にて当課まで提出してください。

- ① 認定申請書（様式第1号）
- ② 申請調書（別紙1）
- ③ 誓約書（様式第2号）
- ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（※1）
- ⑤ 損益計算書及び貸借対照表（直近3期分）
- ⑥ 役員等名簿（別紙2）
- ⑦ 参考資料（会社案内、製品パンフレット、特許関係資料等）

（※1）直近3か月以内のもの。写し又は登記情報提供サービスで取得したもので構いません。

(2) 締め切り **令和6年8月16日（金）必着**

(3) 申請書（様式）は、県のホームページからダウンロードが可能です。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/hanro/monozukuri/r6mononin.html>

(4) ちば電子申請サービスには以下のURLからアクセスできます。

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=31608

3 審査

応募資格等の確認、現地調査を実施した後、認定基準を満たしているか審査を行い、令和6年11月頃に「千葉ものづくり認定製品」を認定する予定です。

4 認定後の支援等

(1) 認定期間

5年間（認定日の属する年度の翌年度から起算して5年度目の3月31日まで。）

(2) 主な支援内容

- ①「千葉ものづくり認定製品」の認定証を交付します。
- ②千葉県ホームページに認定製品を掲載し、全国に情報発信します。
- ③認定製品を紹介するガイドブックを作成し、関係各所に配布を行います。
- ④県及び（公財）千葉県産業振興センターが行う展示会・商談会など販路開拓のために様々な支援を行います。
- ⑤県で実施している「トライアル発注事業」の候補となります。

【トライアル発注事業とは】

千葉ものづくり認定製品の一部を県の機関で試験的に発注し、官公庁での発注実績を作るとともに、当該製品の使用後に有用性等の評価を行い、県HPに掲載することで、中小企業者の販路開拓を支援し、県内中小企業の育成を図る目的で実施している事業です。

詳細は以下のURLから確認できます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/hanro/monozukuri/chibatrial.html>

(3) アンケート

認定期間中は、認定後の製品の販売状況などに対する県からのアンケートへご協力をお願いしております。

ご不明点がございましたら、以下の担当までお問合せください。

お問合せ・提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎14階
千葉県商工労働部産業振興課産業技術班 担当：横山
電話 043-223-2718/FAX 043-222-4555